

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	米沢市

計画変更：令和 7 年 3 月 25 日

米沢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 米沢市産業部森林農村整備課
所 在 地 山形県米沢市金池 5 丁目 2 - 2 5
電 話 番 号 0 2 3 8 - 2 2 - 5 1 1 1
F A X 番 号 0 2 3 8 - 2 4 - 4 5 4 1
メールアドレス shinnou-ka@city.yonezawa.yamaga.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、ハシブトカラス、ハシボソカラス、スズメ、ヒヨドリ、アオサギ、カワウ、カモシカ、ムクドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	米沢市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
ニホンザル	水稻、野菜、果実	137.3	3,305.5
イノシシ	水稻、野菜	425.7	3,725.9
ニホンジカ	野菜	0.4	8.7
ツキノワグマ	野菜、果実	113.2	1,413.1
ハクビシン	野菜、果実	17.7	380.0
タヌキ	野菜、果実	2.3	52.5
ハシブトカラス	野菜、果実	4.3	7.7
ハシボソカラス			
スズメ	果実	—	—
ヒヨドリ	果実	—	—
アオサギ	水稻	8.0	83.7
カワウ	淡水魚	—	—
カモシカ	野菜、果実	1.0	23.9
ムクドリ	果実	—	—
合計		709.9	9,001

(2) 被害の傾向

【ニホンザル】 市内全域の山際に生息し、主に水稻、野菜、果実の被害を発生させている。地域ぐるみの環境整備活動や電気柵が普及したことから被害額は減少傾向にあるものの、生息域が変化し、新たな地区で被害が発生している。 【イノシシ】 市内全域の山際に生息し、主に水稻や野菜の食害・畦畔の掘起こし被害を発生させている。近年の大雪の影響や、豚熱の流行等の影響などから生息頭数が減少していたことに加え、電気柵が普及したことから被害は減少傾向にある。上記の要因から生息頭数がリバウンドする可能性もあるため、
--

引き続き対策が必要である。

【ニホンジカ】

市内の山間部の一部で、群れの目撃及び妊娠個体の捕獲が確認されており、生息域になったと推測される。

【ツキノワグマ】

市内全域の山際に生息し、野菜や果樹などの農作物被害、樹皮剥ぎによる林業被害及び市街地出没などの生活環境被害を発生させている。特に樹皮剥ぎによる林業被害が深刻化している。

【ハクビシン・タヌキ】

市内全域で野菜・果樹の農作物被害や、家屋へ住み着くなど生活環境被害が発生している。

【鳥類】

市内全域において、水稻、野菜及び果樹の食害や糞害、騒音等の環境被害を発生させている。

【カワウ】

ダムや河川沿いの樹木に営巣し、淡水魚の食害を発生させている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
ニホンザル	137.3	3,305.5	85.0	2,300.0
イノシシ	425.7	3,725.9	265.0	2,600.0
ニホンジカ	0.4	8.7	0.3	8.0
ツキノワグマ	113.2	1,413.1	70.0	1000.0
ハクビシン	17.7	380.0	11.0	300.0
タヌキ	2.3	52.5	1.4	40.0
ハシブトカラス	4.3	7.7	4.0	7.0
ハシボソカラス				
スズメ	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—
アオサギ	8.0	83.7	7.5	83.0
カワウ	—	—	—	—
カモシカ	1.0	23.9	1.0	23.0
ムクドリ	—	—	—	—
計	709.9	9,001	445.2	6,361

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①猟友会による有害捕獲活動 ②新規狩猟免許取得者等への取得経費の補助（条件あり） ③ICT を活用した捕獲装置の導入	猟友会会員の減少や高年齢化が進み有害捕獲従事者が不足している。新規狩猟免許取得者等への支援を継続するとともに、ICT を活用した捕獲装置等を活用し捕獲従事者の負担軽減を図っていく。
防護柵の設置等に関する取組	①市、県の補助事業及び国庫交付金を活用した電気柵の設置支援 ②サル群位置情報メールの配信による群れ情報の提供 ③鳥獣追払い用資材の配布、補助 ④実施隊による追上げ・追払い	電気柵を設置した農地では被害が軽減しているものの、生息域が変化し新たな地区で被害が発生している。また、適切な維持管理方法について周知、指導を行う必要がある。 ニホンザルが花火に馴れ、逃げなくなっていると報告を受けている。また、花火の適切な使用方法（集団で使用する事）及び安全に使用するための指導・注意喚起に勤めるとともに、花火に代わる効果的な追払い手法について検討する必要がある。
生息環境管理その他の取組	①緩衝帯整備への支援 ②放任果樹の伐採への支援	追払い等の対策と併せて、長期的に維持管理を行う必要がある。 緩衝帯整備や伐採に加え、田畑の残渣を適切に処理し、誘引物をなくすよう各住民に徹底させる必要がある。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による被害軽減のため①電気柵の設置や、追払い等の被害防除、②誘引物の除去、刈払い等による環境整備、③個体数調整及び有害捕獲の実施。以上の3点を柱とし総合的に対策を講じる。また、研修会の開催や集落環境点検などを実施し、地区の継続的な防除体制と被害に強い集落づくりを推進する。 以上の取組を通し、人と野生鳥獣の棲み分けの実現を目標とする。なお、手法については、捕獲通知機器やGPS発信機などのICT技術を活用し、情報収集と効果検証を行い随時適切な手法を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

米沢猟友会と鳥獣被害対策実施隊員の共同体制で捕獲を実施する。米沢猟友会は有害鳥獣の捕獲及び捕獲後の処分、わなの見回り等を実施し、実施隊員は必要に応じて見回りや情報提供等に協力する。

【猟友会の捕獲体制】

市内を東西南北の4ブロックに分け、それぞれのエリアで猟友会の各ブロック長が中心となり地域の実情に合わせた捕獲活動を行う。ただし、被害状況、事業の効率等を総合的に判断し共同活動も実施する。

【ライフル銃の取り扱いについて】

捕獲推進及び捕獲者の安全確保を図るため、山中等で遠距離射撃が可能な場合や、遠距離からの捕獲が可能である場合必要に応じてライフル銃を所持させる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	イノシシ ニホンジカ	・捕獲従事者の確保、育成 ・侵入防止柵と一体的に効果を発揮させる取組 ・持続可能な捕獲体制の構築 ・捕獲に必要な資材（わな、ICT機器等）の整備 ・捕獲効率を向上させるための新技術の実証 ・ICT 囲いわなの効果的な活用方法の検討
	ツキノワグマ	・捕獲従事者の確保、育成 ・侵入防止柵と一体的に効果を発揮させる取組 ・持続可能な捕獲体制の構築 ・被害状況を踏まえた適切な有害捕獲
	ニホンザル	・捕獲従事者の確保、育成 ・侵入防止柵と一体的に効果を発揮させる取組 ・持続可能な捕獲体制の構築 ・生息状況調査結果や加害度を加味した適正な有害捕獲及び個体数調整 ・ハナレザルの一斉捕獲
	その他鳥獣 （カモシカを除く）	・捕獲従事者の確保、育成 ・侵入防止柵と一体的に効果を発揮させる取組 ・持続可能な捕獲体制の構築 ・被害状況を踏まえた適切な有害捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【ニホンザル】

山形県ニホンザル管理計画に基づき、生息状況、被害実情等を踏まえながら年間の捕獲頭数を決定する。また、ハナレザルについては、群れや個体が農地に出没する頻度や被害の程度、講じている対策の実施状況や効果を比較し、専門家の意見も踏まえた上で地域協議を行い、必要性和地域住民が主導して実施する体制について合意形成が図られた場合は、一斉捕獲も検討する。

【イノシシ】

山形県イノシシ管理計画に基づき、被害状況・動向予測等を複合的に検討し年間の捕獲頭数を決定する。

【ニホンジカ】

山形県ニホンジカ管理計画に基づき、生息状況、被害実情等を踏まえながら年間の捕獲頭数を決定する。

【ツキノワグマ】

山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害状況、動向予測等を勘案しながら対応する。

【その他鳥獣（カモシカを除く）】

前年度までの実績、被害状況等を勘案しながら決定する。

以上の内容は関係機関との調整、専門家の意見を考慮しながら決定するものとする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	150頭	300頭	300頭
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンジカ	100頭	100頭	100頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
ハクビシン	必要数	必要数	必要数
タヌキ	必要数	必要数	必要数
ハシブトガラス	必要数	必要数	必要数
ハシボソガラス	必要数	必要数	必要数
スズメ	必要数	必要数	必要数
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽
アオサギ	30羽	30羽	30羽
カワウ	100羽	100羽	100羽
ムクドリ	必要数	必要数	必要数

捕獲等の取組内容	
【ニホンザル】 銃器及び箱わなにより行う。ハナレザルについては検討の上、囲いわなにより行う。 【ツキノワグマ】 箱わなにより行う。 【イノシシ】 箱わな、くくりわな及び囲いわなにより行う。くくりわな使用時はツキノワグマの錯誤捕獲がないよう留意する。 【ニホンジカ】 箱わな、囲いわな及び銃器によって行う。 【ハクビシン・タヌキ】 銃器及び箱わなにより行う。 【鳥類】 必要に応じて目視での銃器による捕獲を実施する。 捕獲の時期、場所の選定については被害状況、動向等から最も効果的な選択を行うものとする。	
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
実施隊員が行う捕獲作業で使用する銃は、散弾銃及び空気銃とする。ただし、狩猟期に山間部でイノシシ、ニホンジカ、クマの有害捕獲を行う場合、ライフル銃を使用した捕獲を実施する。	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン タヌキ カモシカ	国庫交付金、県・市補助金を活用した電気柵等の整備 (30km) 電気柵 複合柵	国庫交付金、県・市補助金を活用した電気柵等の整備 (30km) 電気柵 複合柵	国庫交付金、県・市補助金を活用した電気柵等の整備 (30km) 電気柵 複合柵

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン タヌキ カモシカ	・草刈等の維持管理方法について周知を行う。 ・協議会や地域で見回りを行う。 ・追払い、追上げも複合的に行う。	・草刈等の維持管理方法について周知を行う。 ・協議会や地域で見回りを行う。 ・追払い、追上げも複合的に行う。	・草刈等の維持管理方法について周知を行う。 ・協議会や地域で見回りを行う。 ・追払い、追上げも複合的に行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

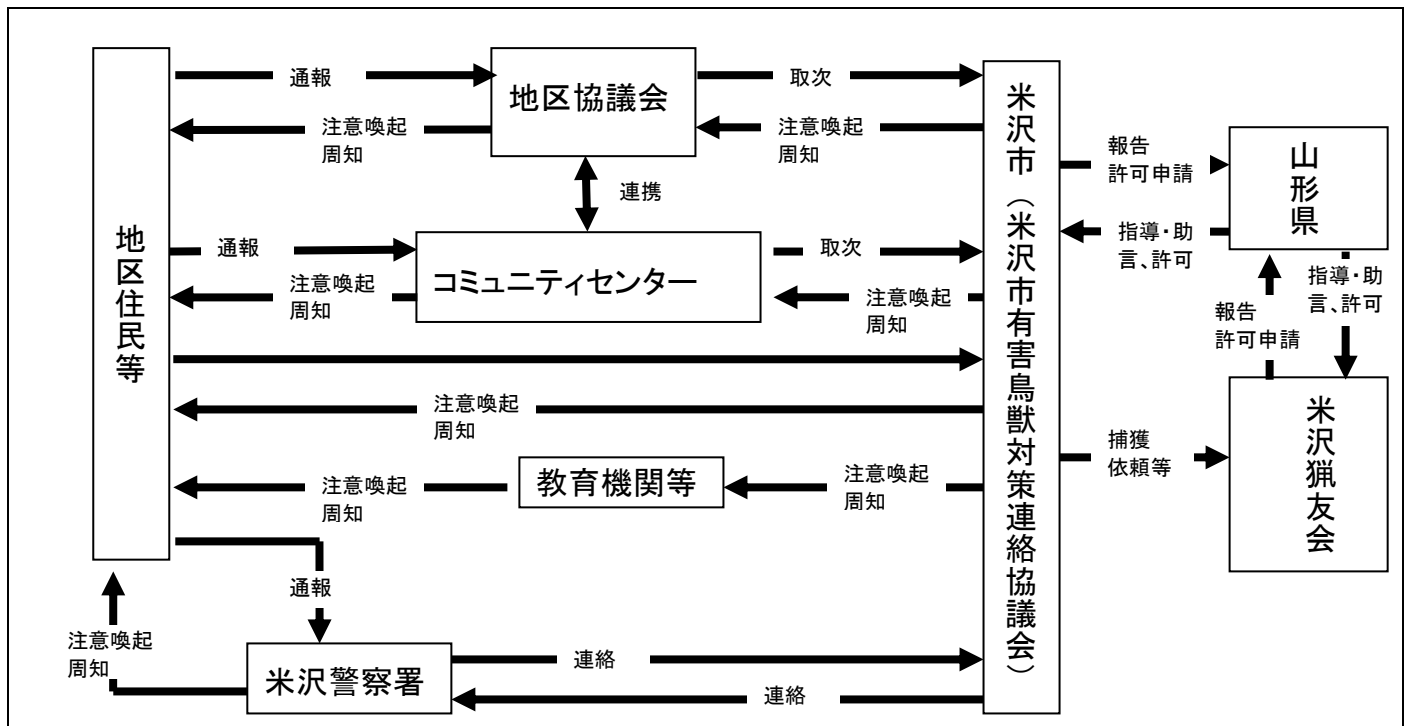
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	鳥獣全般	環境点検・診断により、被害者意識の確立と対策の必要性を促す。その上で、講習会を通じて地域住民の意識と技術向上を図る。また、必要に応じて緩衝帯の設置や放任果樹の伐採等人と動物が棲み分けできる環境づくりについて推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
米沢市 (米沢市有害鳥獣対策連絡協議会)	現場検証、関係機関への周知・注意喚起、関係機関の調整、猟友会への捕獲・見回り依頼
地区協議会	会員への周知・取次、地域事業の立案
コミュニティセンター	地区住民への周知、取次
教育機関等	児童・生徒への周知、注意喚起
米沢猟友会	対象鳥獣の捕獲、見回り
米沢警察署	現場検証、注意喚起
山形県	指導・助言・捕獲許可

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した実施隊員が、捕獲個体の状態等から、現場での埋設、処理施設での焼却、自家消費等から最適な手段を選択し対応する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射能や豚熱の状況を見ながら、将来的な販売については市内の農畜産物への風評被害等も考慮し慎重に検討する。
ペットフード	なし
皮革	可食部以外の利用についても検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	可食部以外の利用についても検討する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備等については、放射能や豚熱による市内の農畜産物への風評被害及び整備・維持管理に係る費用対効果などを勘案しながら、慎重に検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会 の 名称	米沢市有害鳥獣対策連絡協議会
構成機関 の 名称	役割
南原有害動物対策協議会	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進
万世地区有害鳥獣対策協議会	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進
山上地区有害鳥獣対策協議会	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進
三沢・田沢地区猿害対策協議会	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進
米沢西地区猿害対策協議会	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進
上長井地区有害鳥獣対策協議会	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進
上郷地区有害鳥獣対策協議会	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進
広幡地区有害鳥獣対策協議会	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進
米沢猟友会	対象鳥獣の捕獲・追払い活動、被害防止対策の指導・助言等
置賜野鳥救護所 〃 米沢分所	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
米沢市鳥獣保護管理員	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
ワイルドライフワークショップ	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
JA 山形おきたま米沢支店	生息状況調査による個体数調整の実施と被害防止対策の普及・推進

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
置賜総合支庁農業振興課	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
置賜総合支庁農業技術普及課	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
置賜総合支庁環境課	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導・捕獲許可等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止に係る助言・指導、生息調査、追払い、捕獲等、の活動。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンザルについては発信機装着を計画的に行い、位置情報取得による追い払い体制の強化を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 鳥獣の捕獲については、動物保護の観点から、広く市民の理解を得られるよう啓発を図っていく。
- ・ 関係機関との連携を図るとともに、対策における安全性を考慮しながら鳥獣被害防止策を実施する。
- ・ 本計画は、必要に応じ適時見直し、変更を行う。